

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年11月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000031号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000011号

## 第1 結論

昭和59年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和61年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したはずである。請求期間について、保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るA町(現在は、B市)の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の摘要欄に、「61. 3月31日受付新規取得」と記載されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和61年3月31日に行われたことが確認でき、被保険者名簿及び請求者が所持する年金手帳から、請求者が国民年金の強制加入被保険者として昭和59年4月1日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる。当該加入手続時点では、請求期間に係る国民年金保険料の過年度納付又は現年度納付が可能であったものの、請求期間に係る被保険者名簿の検認記録欄は空欄となっており、保険料が納付された形跡は確認できない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は、既に亡くなっていることから、これらの状況について確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことがかわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000005号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000025号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年12月21日から平成2年10月1日まで  
② 平成2年10月1日から平成6年8月31日まで  
③ 平成6年8月31日から同年10月21日まで  
④ 平成6年10月21日から平成18年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が、同僚の給与と比較して、長期間にわたり大幅に低く記録されている。また、平成6年8月31日にA社における厚生年金保険の被保険者資格が喪失され、請求期間③及び④の厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間①のうち昭和46年8月から同年10月までの期間、昭和48年7月から同年10月までの期間、昭和49年6月から昭和51年7月までの期間、昭和52年10月から昭和55年9月までの期間及び昭和56年7月から昭和63年3月までの期間について、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の上限額(最高等級)が記録されていることが確認できる。

また、請求期間①について、A社の元事業主である請求者は、賃金台帳等の資料はないと回答していることから、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者が氏名を挙げた複数の同僚に照会したが、請求者の主張を裏付ける具体的な陳述を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると請求期間①について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②及び③について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から平成6年3月までは26万円、平成6年4月から同年7月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成6年10月21日付けで、平成2年から平成6年までの定時決定及び随時改定が取り消され、平成2年10月1日に遡って、平成2年10月から平成6年7月までの標準報酬月額が8万円に減額処理された上、平成6年8月31日に遡って、被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

一方、請求者は、社会保険料の滞納及び未払による督促があったか記憶がなく、自身は社会保険業務にかかわっておらず、経理担当者に任せていた旨主張しているものの、当時の従業員に照会したところ、複数の者から回答が得られたが、請求者の主張を裏付けるような回答は得られず、仮に、経理担当者が標準報酬月額の遡及減額手続及び被保険者資格の喪失手続を行ったとしても、当該手続には事業主が管理する代表者印が必要になることから、経理担当者個人の行為として行われたものとは認められない。

また、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は昭和63年1月25日付けで同社の代表取締役役に就任し、請求者の標準報酬月額の遡及減額及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失処理が行われた時点においても代表取締役であったことが確認できる上、請求者は、代表取締役役に就任した以降は、自身が代表者印を管理していた旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役役として、自身の標準報酬月額の変更に係る手続及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続について責任を負う立場にありながら、当該標準報酬月額の変更に係る手続及び資格喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額の変更に係る手続及び請求期間③に係る資格喪失年月日の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間④について、B市からの回答により、請求者は、請求期間④のうち平成6年12月13日から平成18年6月21日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録により、請求者は、平成6年9月1日に国民年金に加入し、請求期間④の大部分について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A社の元事業主である請求者は、請求期間④に係る賃金台帳等の資料はないと回答していることから、請求者の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者が氏名を挙げた複数の同僚に照会したが、請求期間④において厚生年金保険

に加入していたこと及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述及び資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。